

インターネット上の偽・誤情報の流通・拡散に適用され得る 既存の法制度（例）

2024年5月10日

デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会
ワーキンググループ事務局

➤ 情報の発信者への対応

刑罰による対応→P.3

名誉毀損	著作権法違反
侮辱	金商法上の風説の流布
信用毀損	わいせつ物頒布等
偽計業務妨害	児童ポルノの提供
詐欺	公職の候補者へのなりすまし
私電磁的記録不正作出	公職の候補者に関する虚偽事項の公表 等

民法による対応→P.10

損害賠償請求、差止請求 等

被侵害利益

名誉権、名誉感情、営業上の利益
肖像権、パブリシティ権、プライバシー権、アイデンティティ権、等

行政処分等による対応→P.13

景表法に基づく表示規制
医師に対する行政処分
弁護士に対する懲戒処分 等

➤ 情報の伝送者への対応

刑罰による対応→P.8

共同正犯
幫助犯 等

民法による対応→P.11

損害賠償請求
差止請求
自主的対応への免責 等

行政処分等による対応→P.14

行政機関等による削除等
の要請 等

刑罰による対応

- ・情報の発信者への対応 P.3
- ・情報の伝送者への対応 P.8

✓ インターネット上の偽・誤情報の「発信」が構成要件に該当し得る犯罪の例①

罪名等	構成要件	法定刑
名誉毀損 (刑法230条1項)	公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損	3年以下の懲役若しくは禁錮 又は 50万円以下の罰金
(適用事例) <ul style="list-style-type: none"> ・ フランチャイズ飲食店に関し、カルト集団が母体である等の内容を自身のHPに掲載（罰金30万円） ・ アダルトビデオにAIで女性芸能人の顔を合成した上、サーバにアップロード（懲役2年(執行猶予3年)） ※著作権侵害も併せての事例 		
侮辱 (刑法231条)	(事実を摘示せず) 公然と人を侮辱	1年以下の懲役若しくは禁錮 又は 30万円以下の罰金 (又は拘留若しくは過料)
信用毀損 (刑法233条)	虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて人の信用を毀損	3年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金
(適用事例) <ul style="list-style-type: none"> ・ YouTube上で被害店が偽ブランドのTシャツを売っているとの虚偽の風説を流布（懲役1年6月(執行猶予4年)） 		
偽計業務妨害 (刑法233条)	虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて人の業務を妨害	3年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金

(適用事例)

- ・ 熊本地震の際、ライオンが逃げた旨をTwitter上に投稿、動物園の業務を妨害（逮捕・不起訴）

✓ インターネット上の偽・誤情報の「発信」が構成要件に該当し得る犯罪の例②

罪名等	構成要件	法定刑
詐欺 (刑法246条)	人を欺いて財物を交付させたこと	10年以下の懲役
私電磁的記録不正作出 (刑法161条の2第1項)	人の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を不正に作出	5年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金
(適用事例)		
・ 採用試験向けのオンライン適性検査で替え玉受検 (懲役2年6月(執行猶予4年))		
業務妨害 (軽犯罪法1条31号)	他人の業務に対して悪戯などでこれを妨害	拘留又は科料
虚偽広告 (軽犯罪法1条34号)	公衆に対して物を販売し、若しくは頒布し、又は役務を提供するにあたり、人を欺き、又は誤解させるような事実を挙げて広告	拘留又は科料
著作権侵害 (著作権法119条1項)	著作権を侵害	10年以下の懲役 又は／及び 1000万円以下の罰金

(適用事例)

- ・ アダルトビデオにAIで女性芸能人の顔を合成した上、サーバにアップロード (懲役2年(執行猶予3年)) ※名誉毀損も併せての事例

✓ インターネット上の偽・誤情報の「発信」が構成要件に該当し得る犯罪の例③

罪名等	構成要件	法定刑
風説の流布・偽計 (金融商品取引法158条)	有価証券の募集、売出し若しくは売買その他の取引若しくはデリバティブ取引等のため、又は有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、風説を流布し、又は偽計を用いたこと	5年以下の懲役 又は／及び 500万円以下の罰金
(適用事例) ・ 虚偽の情報をHPに掲載し、相場を変動させ、変動させた相場により有価証券を売買（懲役2年6月(執行猶予4年)及び罰金1000万円)		
周知表示混同惹起 (不正競争防止法 21条3項1号)	不正の目的をもって、他人の商品等表示として需要者の間に広く認識されているもの同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は営業と混同を惹起	5年以下の懲役 又は／及び 500万円以下の罰金
著名表示冒用 (不正競争防止法 21条3項2号)	他人の著名な商品等表示に係る信用若しくは名声を利用して不正の利益を得る目的で、又は当該信用若しくは名声を害する目的で、自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似のものを使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供	5年以下の懲役 又は／及び 500万円以下の罰金
虚偽・誇大広告 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律66条1項)	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の名称、製造方法、効能、効果又は性能に関して、明示的であると暗示的であると問わず、虚偽又は誇大な記事を広告し、記述し、又は流布	2年以下の懲役 又は／及び 200万円以下の罰金

✓ インターネット上の偽・誤情報の「発信」が構成要件に該当し得る犯罪の例④

罪名等	構成要件	法定刑
虚偽事項の公表（当選目的） （公職選挙法235条1項）	当選を得又は得させる目的をもって、公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者の①身分、職業若しくは経歴、②その者の政党その他の団体への所属、③その者に係る候補者届出政党の候補者の届出、④その者に係る参議院名簿届出政党等の届出又は④その者に対する人若しくは政党その他の団体の推薦若しくは支持に関し虚偽の事項を公表	2年以下の禁錮 又は 30万円以下の罰金
虚偽事項の公表（落選目的） （公職選挙法235条1項）	当選を得させない目的をもって公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者に関し虚偽の事項を公表、又は事実をゆがめて公表	4年以下の懲役若しくは禁錮 又は 100万円以下の罰金
氏名等の虚偽表示 （公職選挙法235条2項）	当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって真実に反する氏名、名称又は身分の表示をして郵便等、電報、電話又はインターネット等を利用する方法により通信	2年以下の禁錮 又は 30万円以下の罰金
児童ポルノの提供等 （児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律7条6項）	電気通信回線を通じて児童ポルノを不特定又は多数の者に提供	5年以下の懲役 又は／及び 500万円以下の罰金
わいせつ電磁的記録等頒布 （刑法175条1項）	電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布	2年以下の懲役 又は／及び 250万円以下の罰金

✓ インターネット上の偽・誤情報の「発信」が構成要件に該当し得る犯罪の例⑤

罪名等	構成要件	法定刑
内乱・内乱等幫助 (刑法77条、79条)	国の統治機構を破壊し、又はその領土において国権を排除して権力を行使し、その他憲法の定める統治の基本秩序を壊乱することを目的として暴動（又はこれを幫助）	首謀者は死刑又は無期禁錮、 幫助者は7年以下の禁錮、など
外患誘致・援助 (刑法81条、82条)	外国と通謀して日本国に対し武力を行使させたこと	死刑
外患援助 (刑法82条)	日本国に対して外国から武力の行使があったときに、これに加担して、その軍務に服し、その他これに軍事上の利益を与えたこと	死刑又は無期若しくは2年以上の懲役
私戦予備・陰謀 (刑法93条)	外国に対して私的に戦闘行為をする目的で、その予備又は陰謀	3月以上5年以下の禁錮

✓ 前スライドまでの罪に当たる偽・誤情報を「伝送」した者は、当該罪の

- ・ 共同正犯（刑法60条）

又は

- ・ 幫助犯（刑法62条）

として処罰されることがあり得る。

（適用事例）

- ・ 無修正アダルト動画のライブ配信を、自身が運営している動画サイト上で行わせた（わいせつ電磁的記録媒体陳列、公然わいせつ罪の共同正犯）
- ・ 第三者がアップロードした児童ポルノのURLを共犯者が開設したウェブページ上に掲示した（児童ポルノ禁止法違反の共同正犯）
- ・ 無修正アダルトビデオが販売されている動画サイトを運営した（わいせつ物頒布罪の幫助）

民事法による対応

- ・情報の発信者への対応 P.10
- ・情報の伝送者への対応 P.11

✓ インターネット上の偽・誤情報の流通によって侵害され得る権利又は法律上の利益の例⑤

※侵害が認められた場合、損害賠償、差止め等の請求が可能

➤ 名誉権

(適用事例)

- 都議会議員選挙候補者に関し、薬物使用や女性関係のトラブルを抱えている等の虚偽の事実をブログに投稿（損害賠償132万円）
- スポーツ新聞が、俳優が開催したイベントが原因で新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生したという記述や当該俳優のプライベートの素行が悪いなどの記事をウェブ上に掲載（損害賠償165万円）
- 「東名あおり運転事故」に関連して、無関係の建設会社について被疑者と関係している旨の投稿をした（建設会社・その代表者それぞれに損害賠償22万円）

➤ 名誉感情

➤ 営業上の利益

(適用事例)

- 歯科医院を受診した患者という体裁で、事実でない内容を2ちゃんねるやyahoo知恵袋に投稿（損害賠償240万円）
- 大手スーパーが産地偽装をしているとの週刊誌記事の広告をウェブサイト・新聞等に掲載（損害賠償110万円）

➤ 肖像権

➤ パブリシティ権

➤ プライバシー権※

➤ アイデンティティ権※ など

※2024年4月現在、権利の存在を明示的に認めた最高裁判例は見当たらない。

- ✓ 情報の流通によって自己の権利・利益を侵害された者は、情報の伝送者に対しても、一定の条件の下で損害賠償・差止め等を請求しうる。
- ✓ 一方、問題のある情報を削除等した情報伝送PFに対し、当該削除等によって発信者に生じた損害について一定の条件の下で免責する制度も存在。

例) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律3条2項
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律72条の6 など

行政処分等による対応

- ・情報の発信者への対応 P.13
- ・情報の伝送者への対応 P.14

- ✓ インターネット上の偽・誤情報の「発信」に対し、行政機関等が一定の処分等を行う制度の例：
 - 不当景品類及び不当表示防止法に基づく表示規制（同法5条）
 - 医師に対する行政処分（医師法7条）
 - 弁護士に対する懲戒処分（弁護士法56条）
 - 条例に基づくヘイトスピーチ等を行った者の氏名等の公表（東京都、大阪市）
- など

- ✓ インターネット上の偽・誤情報の「伝送」に対し、行政機関等が一定の処分、要請等を行う制度の例：
 - インターネット・ホットラインセンター（IHC）による違法情報・有害情報の送信防止措置要請
 - 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律72条の5に基づく厚生労働大臣等による虚偽・誇大広告の送信防止措置要請
 - 法務省人権擁護局による要請
 - 条例に基づく都道府県知事等による要請（東京都、大阪市、川崎市）

など

(ご参考) 海外の状況

◆ 刑罰による対応

【出典】資料WG16-2

罪名	適用事例
憲法及びその他の法律により保障された権利・特権（特に投票権）の自由な行使・享受において、人を傷つけ、圧迫し、脅迫する陰謀行為	<ul style="list-style-type: none"> ・2016年大統領選挙において以下の内容のミームやSNS投稿を作成・拡散 (懲役7月執行猶予2年 + 罰金1万5000ドル)
爆破予告及び虚偽の犯罪報告	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品店でCOVID-19陽性の人物にお金を支払って商品をなめさせたという虚偽のFacebook投稿 (懲役数ヶ月執行猶予3年 + 罰金1000ドル) ・アリゾナ州務長官ウェブサイトの問合せフォームから同州選挙職員に対する爆破予告を送信 (禁錮3年6月) ・別人の名前と写真を用いてSNSアカウントを作成し、当該アカウントを使用して当該別人が銃器を使って指定された学校を銃撃すると示唆する内容の投稿及びDM (禁錮21～27か月)
恐喝を意図した州間通信	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の虚偽のオンラインIDを作成し、元恋人やメディアの従業員のふりをして、性的に露骨な写真を公開すると脅したり、未成年者と性交渉を持ったと偽って主張したりする内容のテキストメッセージ及びTwitter（現X）への投稿 (11か月服役し、3年間仮釈放)
詐欺に相当する虚偽広告 (Federal Truth in Advertising under 15 U.S.C. Section 52 / California False Advertising under Business & Professions Code Section 17500)	-
虚偽の選挙運動資料 (California Elections Code §18302)	-

◆ 民事法による対応

【出典】資料WG16-2

被侵害利益	侵害が認定された事例
名誉権	<ul style="list-style-type: none"> ・原告が被告より性的暴行を受けたと主張したのに対し、被告が、SNS等を通じ、被告は原告のことを知らず、原告は自身の書籍の売上を伸ばすために性的暴行を受けたと嘘をついており、原告は性的暴行をするにはあまりにも醜いと主張 （500万ドルの損害賠償：うち30万ドルは懲罰的損害賠償） ・SNS等を通じ、原告らが不正選挙を行うために投票集計中の監視人を違法に排除し、違法な投票用紙をスーツケースに入れて集計の場に持ち込み、同じ投票用紙を複数回カウントしたり、投票機を改ざんしたなどと主張 （1億4816万9000ドルの損害賠償：うち7500万ドルは懲罰的損害賠償） ・2012年のSandy Hook Elementary Schoolでの銃乱射事件は自作自演で、人々から銃を取り上げるための政府による作戦であり、親子は役者であったと主張 （懲罰的損害賠償等を含む4億7313万9556ドルの損害賠償）
プライバシー権 (California common law)	-
肖像権 (California Civil Code Section 3344)	-
ディープフェイクポルノを作成されない権利 (California Civil Code Section 1708.86)	-
選挙運動に関して偽情報を流布されない権利 (California Elections Code Section 20010)	-

◆ 刑罰による対応

【出典】資料WG16-3

罪名	概要	適用事例
犯行を行う旨の脅迫により 公共の平和を乱す罪 (刑法126条)	公共の平和を乱すのに適した方法で、殺人等の重大な犯罪や、重大な犯罪ではないものの公共の危険に関わる犯罪等を行う旨の脅迫を行う行為（1項）及び当該行為が差し迫っているように装うこと（2項）を規制	・ブログの編集長である被告人が、当該ブログに架空のテロ攻撃についての虚偽報道を掲載
民衆扇動罪 (刑法130条)	公共の平和を乱すのに適した方法で、特定の集団に対して憎悪を扇動する行為、暴力的・恣意的措置を呼びかける行為及び特定の集団に属する者をそのことを理由に侮辱又は中傷する行為を規制	・外国人である被告人が外国（オーストラリア）のサーバーに、ナチスによるユダヤ人虐殺がなかった等の虚偽情報を含むニュースレター及び記事を掲載
信条冒瀆罪 (刑法166条)	公共の平和を乱すのに適した方法で、他者の宗教やイデオロギー等に対する嫌悪を示すコンテンツを広める行為等を規制	-
侮辱罪 (刑法185条)	侮辱行為を規制 ※事実に関する真実性の証明があったとしても適用を受けることがある（刑法192条）	-

◆ 刑罰による対応

【出典】資料WG16-3

罪名	概要	適用事例
悪評の流布罪 (刑法186条)	特定の人物の価値を貶め又は当該人物に関する世評に悪影響を及ぼすような事実で、真実と証明できないものを主張し、又は広める行為を規制	-
名誉毀損罪 (刑法187条)	真実を知らながら、特定の人物について虚偽の事実を主張し、又は広めることによって、当該人物の価値を貶め、当該人物に関する世評に悪影響を及ぼし、又は当該人物の信用を危険に晒す行為を規制 ※故意犯である点において上記悪評の流布罪とは区別される	-
写真撮影等による プライバシー・人格権侵害罪 (刑法201条a)	プライベートな場所にいる特定の人物の写真や画像、特定の人物の無力さを示す写真や画像又は極めて侮辱的な態様で死者を描写した写真や画像を許可なく撮影・送信すること、上記の写真や画像を使用すること等を規制	-

◆ 民法法による対応

【出典】資料WG 1 6 - 3

被侵害利益	侵害が認定された事例
人格権	<ul style="list-style-type: none">・（Facebookに対して発信者情報開示命令）Facebookユーザーが、著名な政治家に対して「精神を病んでいる」、「ふしだらな女」等の侮辱的なコメントを投稿・政治家の写真とともに「（社会的）統合は、あなたがドイツ人としてトルコ語を学ぶことから始まる」という本人が発言していない内容をFacebook上に投稿（Facebookに対して、1万ユーロの賠償命令）・（Twitter上の投稿に対する仮差し止め）Twitter上で「小児性愛者に近い」、「不倫をした」、「反ユダヤ主義の役人」等の投稿